

金沢市瑞樹団地店舗等出店支援奨励金交付要綱

平成22年3月31日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、瑞樹団地地区地区計画（平成7年2月28日に告示された金沢都市計画地区計画をいう。以下同じ。）で定められた地区の土地利用の促進を図るため、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 店舗等 次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第2号に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの又は同表（ろ）項第2号に掲げる建築物であること。

イ 建築基準法、金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）及び瑞樹団地地区地区計画並びに金沢市宅地分譲に関する条例（昭和48年条例第43号）、金沢市宅地分譲に関する条例施行規則（昭和48年規則第50号）及び金沢市宅地分譲住宅設計指針の規定に違反しないもので、かつ、これらの規定に基づき受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従ったものであること。

(2) 奨励金交付対象区画 金沢市みずき3丁目232番及び237番から241番まで並びにみずき4丁目53番から56番までをいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、奨励金交付対象区画に出店するため、店舗等を建築する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、10,000円に、店舗等の専用部分の床面積（この面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積とする。）を乗じて得た額（この額が認定店舗等の建設に要する費用の額を超える場合は、当該認定店舗等の建設に要する費用の額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））とし、

その額は、1,500,000円を超えないものとする。

(計画の認定申請等)

第5条 店舗等を建築する者で、奨励金の交付を受けようとするものは、当該店舗等の建築の工事の着手前に、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金計画認定申請書(様式第1号)により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第6条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更をしようとするときは、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金計画変更認定申請書(様式第2号)により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の中止による取下げ)

第7条 第5条第1項の認定を受けた者は、計画を中止しようとするときは、計画取下届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(計画の認定の取消し)

第8条 市長は、第5条第1項の認定を受けた者(第6条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 当該認定に係る計画の内容と異なる工事を行ったとき。

(3) 第10条に違反したとき。

(4) 第5条第2項の規定による認定の通知のあった日から、1年を経過してもなお次条第1項の規定による奨励金の交付の申請を行わないとき。

(5) 第5条第1項の認定を受けた者から当該認定に係る計画をとりやめる旨の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により計画認定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(交付の申請等)

第9条 認定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る店舗等の建築工事が完了した日から起算して3箇月以内に開業し、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金交付申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る奨励金の交付が法令、条例等及び予算に定めるところに違反しないかどうか、その内容が適正であるかどうか等を調査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付を決定するとともにその額を確定し、当該申請をした者に通知するものとする。

(売却等の処分の際の措置)

第10条 認定事業者は、認定建築物について、売却等の処分をするときは、当該建築物が店舗等以外の用に供されないよう必要な措置を講じなければならない。

(適用除外)

第11条 市長は、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

- (1) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けた者
- (2) 店舗等の建築に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けた者
- (3) 市税を滞納している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長がこの要綱の規定による奨励金の交付を受けることが不相当であると認める者

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に店舗等を建築する者について適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

瑞樹団地店舗等出店支援奨励金計画認定申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

認定申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

瑞樹団地店舗等出店支援奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けたいので、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

| | | |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------|
| 1 | 建築場所 | 金沢市みずき 丁目 番 |
| 2 | 出店予定店舗等の業種 | |
| 3 | 完成予定年月日 | 年 月 日 |
| 4 | 建物の延べ面積（予定） | m ² |
| 5 | 建物の総工事費（予定） | |
| 6 | 店舗等専用部分の床面積（予定） | m ² |
| 7 | 店舗等専用部分の工事費（予定） | |
| 8 | 奨励金相当額 | 円 |
| （あて先）金沢市長 計画の認定に必要な税関係情報の記録を市長が調査することに同意します。 | | |
| 申請者 | 住所 氏名 | ㊟ |

備考 位置図、平面図、求積図、店舗等部分の面積の求積表及び工事費の明細を証する書類を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

瑞樹団地店舗等出店支援奨励金計画変更認定申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

認定申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

年 月 日付け 第 号で認定を受けた計画を変更したいので、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

1. 建築場所 金沢市みずき 丁目 番

2. 変更の内容及び変更の理由

| 変更後計画 | 変更前計画 | 変更理由 |
|-------|-------|------|
| | | |

3. 添付書類 計画の変更内容が確認できる図面等

計画取下届

年 月 日

（あて先）金沢市長

認定申請者 住所

氏名 ⑩

電話 ()

年 月 日付け 第 号で認定を受けた計画について、都合により
計画を中止しますので取り下げます。

| | |
|----------|-------------|
| 1 建築場所 | 金沢市みずき 丁目 番 |
| 2 取下げの理由 | |

様式第4号（第9条関係）

瑞樹団地店舗等出店支援奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

認定申請者 住所

氏名 ㊟

電話 ()

年 月 日付け 第 号で認定を受けた瑞樹団地店舗等出店計画について、当該事業を完了し開業したので、瑞樹団地店舗等出店支援奨励金交付要綱第9条第1項の規定に基づき次のとおり奨励金の交付を申請します。

なお、同要綱第11条第1項第3号に規定する事項について、市長が税関係情報の記録を調査することに同意します。

記

1. 建築場所 金沢市みずき 丁目 番

2. 交付申請額 円

3. 交付申請額の算出 (単位：円)

| 区分 | 面積 | 工事費 | 奨励金額 | 奨励金 申請額 | 備考 |
|--------|----------------|-----|------|------------|----|
| 店舗等の建築 | m ² | | | | |

(単位：円)

| 区分 | 計 画 | | 完 了 | | | 備 考 |
|--------|----------------|-----|----------------|-----|------|-----|
| | 面積 | 工事費 | 面積 | 工事費 | 奨励金額 | |
| 店舗等の建築 | m ² | | m ² | | | |

4. 添付書類 完成写真